

岩手県監査委員告示第25号

監査結果の公表（平成24年岩手県監査委員告示第10号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年6月8日

岩手県監査委員 高橋 元  
岩手県監査委員 佐々木 大和  
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎  
岩手県監査委員 工藤 洋子

- 1(1) 監査対象機関名 県土整備部河川課
- (2) 監査実施日
  - ア 予備監査実施日 平成24年1月17日
  - イ 本監査実施日 平成24年2月10日
- (3) 監査結果の公表の日 平成24年3月30日
- (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
赴任旅費の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、35,962円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	赴任旅費の支給については、平成24年1月25日に返納処理を行った。 今後は、複数の職員で確認し、チェックを徹底することにより再発防止に努めることとした。

- 2(1) 監査対象機関名 県土整備部下水環境課
- (2) 監査実施日
  - ア 予備監査実施日 平成24年1月18日
  - イ 本監査実施日 平成24年2月10日
- (3) 監査結果の公表の日 平成24年3月30日
- (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
赴任旅費の支給に当たり、扶養親族の年齢及び移転を証明する書類を添付せずに支給しているものが2件あったので、適正な事務の執行に努められたい。	赴任旅費の支給については、扶養親族の年齢及び移転を証明する書類として住民票を提出させ確認した。 今後は、旅費規則に規定されている必要書類を確認し、添付することにより再発防止に努めることとした。

- 3(1) 監査対象機関名 盛岡広域振興局土木部
- (2) 監査実施日
  - ア 予備監査実施日 平成24年2月1日及び同月2日
  - イ 本監査実施日 平成24年2月21日
- (3) 監査結果の公表の日 平成24年3月30日
- (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
証紙収納額報告に当たり、報告すべき金額より多く報告しているものが1件、60,000円、少なく報告しているものが2件、25,600円あったので、適正な事務の執行に努めら	証紙収納額報告については、開発行為許可手数料8月分60,000円の過大報告、開発許可手数料9月分22,000円の過少報告、及び特殊車両通行許可申請手数料3,600円の未報告

<p>りたい。</p>	<p>分を、平成24年2月の収入証紙収納額報告で修正報告した。</p> <p>。 今後は、複数での確認を徹底することにより再発防止に努めることとした。</p>
<p>報償費及び旅費並びに需用費の支出に当たり、債務確定後著しく遅れて支出しているものが59件、2,238,975円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>報償費及び旅費の支出については、支出対象となる会議の開催日及び終了を複数の職員で確認し、確認後の支払い等についてもチェックを徹底することとした。</p> <p>また、需用費の支出については、情報共有のため修繕管理簿をネットワーク上で管理し、月末には処理状況を再度確認することとした。</p>

4(1) 監査対象機関名 県南広域振興局県税部一関県税センター

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成24年1月11日及び同月12日

イ 本監査実施日 平成24年2月9日

(3) 監査結果の公表の日 平成24年3月30日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>償還金の支出に当たり、請求書受理後著しく経過してから支出しているものが11件、92,600円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>償還金については、平成23年8月3日に支出を完了した。</p> <p>。 なお、しょうよう者一覧表を活用し、支出状況を確認すること等により再発防止に努めることとした。</p>

5(1) 監査対象機関名 県南広域振興局土木部花巻土木センター

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成23年12月21日及び同月22日

イ 本監査実施日 平成24年2月1日

(3) 監査結果の公表の日 平成24年3月30日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>県営住宅家賃等に係る収入未済額の繰越し及び河川占用料等の調定に当たり、調定すべき日から相当期間経過してから調定しているものが148件、4,206,432円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>県営住宅家賃等の収入未済額の繰越し及び河川占用料等の調定については、事務の進行管理を確実にし、担当職員の繁忙期には業務支援をするなど、職員間の連絡を緻密にとり再発防止に努めることとした。</p>

6(1) 監査対象機関名 県南広域振興局土木部北上土木センター

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成24年1月11日及び同月12日

イ 本監査実施日 平成24年2月9日

(3) 監査結果の公表の日 平成24年3月30日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>県営住宅家賃の徴収に当たり、減額調定していないもの</p>	<p>県営住宅家賃の徴収については、平成24年2月6日に3</p>

が3件、393,210円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	件、393,210円を減額調定した。 今後は、データの整理や調定内訳表の出力月内に調定を行うことにより再発防止に努めることとした。
委託業務の執行に当たり、契約手続が遅れたことにより契約書とその積算に不整合が生じていたものが1件、805,350円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	委託業務の執行については、前年度契約の履行期間など内容を複数の職員で確認し、チェックを徹底することにより再発防止に努めることとした。

7(1) 監査対象機関名 県南広域振興局土木部一関土木センター

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成23年11月30日、12月1日及び平成24年1月6日

イ 本監査実施日 平成24年2月1日

(3) 監査結果の公表の日 平成24年3月30日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
平成22年度に実施した業務の委託に当たり、当該年度に支出すべき委託料を過少に支出していたものが1件、10,790,850円、設計額に誤りがあったものが1件、117,691円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	業務の委託については、受託者からの文書での作業実績の定期報告等により、作業実績の把握及び予算管理を徹底するとともに、担当課内での情報共有化及びチェック体制を強化することとした。

8(1) 監査対象機関名 花巻空港事務所

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成23年12月20日

イ 本監査実施日 平成24年2月1日

(3) 監査結果の公表の日 平成24年3月30日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
赴任旅費の支給に当たり、支給していないものが1件、101,977円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	赴任旅費の支給については、平成24年1月13日に追給を完了した。 今後は、課内の認識共有や業務の進捗状況を確認することで支給漏れを防ぐこととした。